

令和2年4月1日より

新生児聴覚検査費用の一部を助成します

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人といられています。聞こえにくさを早期に見つけ、治療・支援することでことばやコミュニケーションの発達を促すことができます。赤ちゃんの健やかな成長発達のために新生児聴覚検査を受けましょう。岐阜市では、生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえの検査費用（初回）の一部を助成します。

◆対象者

次の2つの条件を満たす方

- ①令和2年4月1日以降に検査を受けた児の保護者
- ②検査日に岐阜市に住民登録のある人



◆助成額

お子さん1人につき上限3,700円(初回検査のみ)

◆持ち物

母子健康手帳、新生児聴覚検査受診票

	助成について	新生児聴覚検査受診票について
①岐阜市と契約をしている市内の医療機関で検査を受ける場合	あらかじめ助成額が差し引かれた額が請求されます。	医療機関の窓口でお受け取り下さい。
②①以外の医療機関で検査を受ける場合	①医療機関の窓口で費用の全額を支払う。 ②費用の払い戻し(償還払い)の手続きを行う。申請後、助成額が口座に振り込まれます。※1	事前に市民健康センターでお受け取り下さい。 【持ち物】 母子健康手帳、保護者が岐阜市民であるとわかるもの

※1 償還払いについて

下記の持ち物を準備し、申請窓口までお越しください。

【持ち物】 母子健康手帳、受診票、領収書、印鑑(認印)、申請者が岐阜市民であるとわかるもの、申請者名義の振込口座がわかるもの(通帳等)

【申請期限】 検査を受けた日から1年以内

【申請窓口】 (平日月曜~金曜 8時45分~17時30分まで)

岐阜市中市民健康センター	岐阜市都通 2-19	058-252-0632
岐阜市南市民健康センター	岐阜市茜部菱野 1-75-2	058-271-8010
岐阜市北市民健康センター	岐阜市長良東 2-140	058-232-7681

償還払いの受付は令和2年5月1日より開始します。

〈問い合わせ先〉
岐阜市健康増進課 ☎058-252-7193
または申請窓口